

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
11月29日
(火曜日)

目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)	一
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
土地改良事業計画変更の認可(農村整備課)	三
解除予定保安林(周防大島町)(二件)(森林整備課)	三
指定施業要件の変更予定保安林(岩国市)(森林整備課)	三
公告	四
准看護師試験の実施(医務保険課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	四
人委規則	五
地域手当に関する規則の一部を改正する規則	五

山口県告示第四百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十一月二十九日

山口県知事 二井 関成



氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人夢の湖舎	山口市中尾七八七の一	夢のみずうみ村山口デイサービスセンター	山口市中尾七八七の一	通所介護	平成二三、七、三一

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
有限会社コムニ二テイケア防府	防府市栄町一丁目一〇番二〇号	コムニ二テイケア防府福祉相談室	防府市栄町一丁目一〇番二〇号	平成二三、四、三〇

山口県告示第四百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月二十九日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一	サンキ・ウエルビー介護センター小郡	山口市小郡下郷二一七の一	訪問介護	平成二三、一〇、一
株式会社キヤンズコーポレーション	防府市岩島一丁目八番三号	エルスマイル訪問介護事業所	防府市岩島一丁目八番三号	"	"
合同会社日向	下松市大字西の三	ヘルパーステーションひなたほっこ	下松市大字西の三	"	"
有限会社小串機械製作所	宇部市大字東の三〇	訪問看護ステーション白鳥	宇部市南小羽八番一六号	訪問看護	"

医療法人社団 生和会	周南市大字湯 野四二七八の 一	医療法人社団 生和会周南リ ハビリテー ション病院	周南市大字湯 野四二七八の 一	訪問リ ハビリ テー ション	平成二 二、 四、	〃
石川 久稔	山口市小郡御 幸町五番二六 号	石川薬局	山口市小郡下 郷二二五八の 一九	居宅療 養管理 指導	平成二 三、 一、	〃
株式会社エス マイル	広島市西区商 工センター六 丁目二番一 号	オリブ薬局 徳地店	〃 〃 〃 〃 〃 〃 一六二四の七	〃	〃	〃
有限会社片倉 温泉くぼた	宇部市大字西 岐波五三四五	デイサービス 波雁ヶ浜	宇部市大字東 岐波一四六六 の六	通所介 護	〃	九、
株式会社アル テクス	福岡市早良区 百道浜二丁目 一番二二号	宅老所喜笑苑	〃 〃 〃 〃 〃 〃 岐波八〇五	〃	〃	一〇、
株式会社リ カースペース 太陽	宇部市大字東 岐波一七六 の二	茶話本舗 サービス文京 台	〃 〃 〃 〃 〃 〃 三丁目一八番 四号	〃	〃	〃
株式会社おほ な	山口市徳地堀 一七〇一	デイサービス おはな2	山口市徳地堀 一七四七の四	〃	〃	一、
有限会社松重 商店	岩国市関戸一 丁目一〇五の 二七	デイサービス とふれんど 立石	岩国市立石町 三丁目一〇番 八号	〃	〃	八、
株式会社VA	山口市秋穂西 三三一七の四	海の見えるグ ループホーム しおさい	山口市秋穂西 三三一七の一	認知症 対応型 共同生活 介護	平成一 九、 六、	〃

山口県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名 称	所在地	指定年月日
有限会社片倉温泉くぼた	宇部市大字西岐波五三四五	片倉温泉居宅介護支援事業所	宇部市大字西岐波五三四五	平成二三、一〇、一

特定非営利活動 法人徳聖会	山口市徳地島地 一〇二の一	居宅介護支援事業 所であいの	山口市徳地島地 一〇二の一	〃
有限会社コミュ ニティケア防府	防府市栄町一丁 目一〇番二〇号	コミュニティケ ア防府福祉相談 室	防府市栄町一丁 目六番一号	〃

山口県告示第四百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月二十九日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	所在地	事業の種類	指定年月日
サンキ・ウエ ルビー株式会 社	広島市西区商 工センター一 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルビー介護セ ンター小郡	山口市小郡下 郷二一七の一	介護予 防訪問 介護	平成二 三、 一〇、 一
株式会社キャ レスコーポ レーション	防府市岩畠一 丁目八番三 号	エルスマイル 訪問介護事業 所	防府市岩畠一 丁目八番三 号	〃	〃
合同会社日向	下松市大字西 豊井一六六 の一三	ヘルパース テーションひ なたぼっこ	下松市大字西 豊井一六六 の一三	〃	〃
有限会社小串 機械製作所	宇部市大字東 須恵三八九 の一〇	訪問看護ス テーション白 鳥	宇部市南小羽 山町一丁目八 番一六号	介護予 防訪問 看護	〃
医療法人社団 生和会	周南市大字湯 野四二七八の 一	医療法人社団 生和会周南リ ハビリテー ション病院	周南市大字湯 野四二七八の 一	介護予 防訪問 看護	平成二 二、 四、
株式会社エス マイル	広島市西区商 工センター一 丁目一番一 号	オリブ薬局 徳地店	山口市徳地堀 一六二四の七	介護予 防居宅 療養管 理指導	平成二 三、 一、
株式会社アル テクス	福岡市早良区 百道浜二丁目 一番二二号	宅老所喜笑苑	宇部市大字西 岐波八〇五	介護予 防通所 介護	〃

有限会社 フォーマック	宇部市浜田三丁目一番八	デイサービス センター私 家藤山	丁目一番八	九	〃
株式会社おはな	山口市徳地堀一七〇一	デイサービス おはな2	山口市徳地堀一七四七の四	一、	〃
有限会社松重商店	岩国市関戸一丁目一〇五の二七	デイサービス センターは と・ふれんど 立石	岩国市立石町三丁目一〇番八号	八	〃
株式会社VA	山口市秋穂西三三二七の四	海の見えるグ ループホーム しおさい	山口市秋穂西三三二七の一	六、	〃
		介護認知予 防対応 症対 型共 生活 介護			

山口県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月二十九日

土地改良区の名称 山口県知事 二井 関成
宇部市小野土地改良区 認可年月日 平成二三、一一、一八

山口県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年十一月二十九日

土地改良区の名称 山口県知事 二井 関成
田布施土地改良区 施行地区 田布施地区 事業の種類 認可年月日
土地改良施設の管理 平成二三、一一、二二

山口県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十三年十一月二十九日

- 一 解除予定保安林の所在場所 山口県知事 二井 関成
- 二 保安林として指定された目的 大島郡周防大島町大字和田字明神上三五九の五（国有林）
- 三 解除の理由 魚つき
- 道路用地とするため

山口県告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年十一月二十九日

- 一 解除予定保安林の所在場所 山口県知事 二井 関成
- 二 保安林として指定された目的 大島郡周防大島町大字和田字明神上三五九の四
- 三 解除の理由 魚つき
- 道路用地とするため

山口県告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施設要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十三年十一月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成十年農林水産省告示第千二百四十号)及び保安林の指定をする件(平成十四年農林水産省告示第六百五十七号)に定めるところ(森林法第二十五条第一項に規定する重要流域に係るものに限る。)による。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(三五〇) 准看護師試験の実施
保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)(第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。
平成二十三年十一月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時
平成二十四年二月十七日(金曜日)午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市吉田一六七七番地の一
山口大学共通教育本館
- 三 受験資格
法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 四 受験願書の受付期間
平成二十四年一月四日(水曜日)から同月十二日(木曜日)まで(郵送の場合は、一月十二日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 五 受験願書の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)
山口県健康福祉部医務保険課

- 六 提出書類等
 - (一) 受験願書
 - (二) 受験資格証明書
 - (三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)
- 七 受験手数料
六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成二十四年三月十四日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務保険課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務保険課にすること。
- (二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務保険課(電話〇八三―九三三―二九二八)にすること。

(三五二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年七月十五日山口県公告(二二一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十一月二十九日から平成二十四年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク光井店
所在地 光市光井四丁目三三番一号
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十九号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「岡山市」を「和歌山市
岡山市」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の地域手当に関する規則別表の規定は、平成二十三年十一月一日から適用する。

平成二十三年十一月二十九日印刷

発行所

山口県知事庁